

『佐倉市産業振興条例』の制定について

佐倉市経済環境部商工観光課

はじめに

佐倉市では現在『佐倉市産業振興条例』の制定に向けて準備を進めております。

産業の振興は、地域の経済を活性化させることにより、地域の活力を創出し、雇用の機会を拡大するとともに、様々な活動等を通じて、市民生活の向上に寄与するものです。また、今後の多様な行政需要を満たすため、安定した財政基盤を確立するという面からも地域の産業振興が欠かすことのできないものとなっています。

このような状況において、市内の産業が将来に向けて着実に発展していくためには、行政、事業者、市民及び産業経済団体等が産業振興におけるそれぞれの役割について共通認識を持ち、協働して取り組んでいくことが重要です。地域が活力を持ち、経済が持続的に成長するためには、特定の企業や産業に偏らないバランスのとれた構造を形成することが望まれます。

そこで、産業振興に係る市、事業者、市民及び産業経済団体等のそれぞれの役割、本市の地域特性を活かした産業振興のあり方など、基本的な事項を明らかにし、現在及び将来の経済情勢に対応できる持続的に成長可能な産業を育成するとともに、自立した地域経済の確立に取り組んでいくため、『佐倉市産業振興条例』を制定しようとするものです。

『佐倉市産業振興条例』の概要（素案）

1．条例の目的

産業の振興は、地域の経済を活性化させることにより、地域の活力を創出し、雇用の機会を拡大するだけでなく、様々な製品やサービスの提供などを通じて、市民生活の向上に資する役割を担っています。

そこで、この条例では、産業振興の必要性や、市、事業者、産業経済団体、市民の役割等、産業振興に関する基本的な事項を定めることにより、産業基盤の安定及び強化並びに企業立地の促進や中小企業の競争力の強化等により、自立型経済構造への転換を図り、もって地域経済の活性化並びに雇用機会を創出し、地域経済の健全な発展及び市民生活の向上を目指すことを目的とします。

2．基本理念・施策の基本方針

産業の振興は、事業者の自由な事業活動によって達成されるため、自らの創意工夫及び自助努力を基本として、市、事業者、産業経済団体が連携・協力し、各産業に係る施策を一体的かつ相乗的に推進することを基本方針として、以下のとおり施策の推進を図ります。

- (1) 佐倉市の特性である、歴史、自然、文化の豊かさ、成田国際空港や都心との近接性等と市内産業との組合せによる相乗効果を発揮した産業の発展を目指します。
- (2) 特定の産業や企業に偏らず、均衡のとれた市内産業の構造形成を図ることを目指します。
- (3) 商品の改善やサービス等の付加価値の向上等を常に志向する中小企業の育成を目指します。
- (4) 高い経済効果を及ぼす産業の発展を目指します。
- (5) 将来にわたって成長が期待される産業や、雇用の創出及び拡大に効果の高い産業の誘致や創出を目指します。

3. それぞれの役割

市の責務

- (1) 市は、条例の目的を達成するため、社会経済情勢に的確に対応した、地域経済の活性化及び発展に資する各種産業振興施策を一体的かつ相乗的に実施する責務を有します。
- (2) 市は、産業振興の推進に当たって、国や県、その他地方公共団体と連携を図り、事業者や産業経済団体、大学及び研究機関との連携、協力を努めます。

事業者・産業経済団体の役割

- (1) 産業活動の主体は事業者であり、活力ある地域産業の構築には、市場原理と自己責任の原則に基づいた事業者の自立した取り組みが不可欠です。事業者は、公正で自由な競争を通じて自ら事業の発展及び経営の改革に努めるとともに、市や産業経済団体が実施する産業振興に関する各種支援を活用し、事業の活性化に努めることとします。
- (2) 事業者は、産業の振興の中心的役割を果たす商工会議所、商店会、工業団体等、各種団体等への加入に努めるとともに、市及び産業経済団体が実施する産業振興施策の推進に積極的に参加、協力するように努めることとします。
- (3) 事業者は、社会的要望に応えて事業を発展させるよう努めるとともに、法令の規定を遵守（コンプライアンス）することとします。
- (4) 商店会及びその構成員は、その商店会が行うにぎわいの創出事業等に積極的に参加協力し、地域コミュニティへの参加と地域経済の活性化推進に努めることとします。
- (5) 産業経済団体は、事業所の行う自助努力や創意工夫を支援し、地域における産業振興のための事業活動が更に発展するよう努めることとします。

市民の理解・協力

- (1) 市民は、地域産業の発展が、市民生活の向上と地域社会の活性化に貢献することへの理解と認識を深めるよう努めていただくとともに、市民生活と産業の共生に向け、市及び産業経済団体が実施する産業振興施策の推進に協力していただきたいと考えております。
- (2) 市民は、自らの消費行動が地域の産業に与える影響と効果を認識していただき、将来においても身近な場所で自らの消費活動が行え、利便性を失う事などが無いよう、積極的に地域の商店街などの利用に努めていただきたいと考えております。

4. 具体的な市の取り組み

農業、商業及び工業に係る市の取り組み

- (1) 農業の振興については、経済産業団体と連携を図り、生産基盤の整備、後継者等の確保や育成、農地の遊休化防止や利用集積等に関し必要な施策を実施します。
- (2) 農業に対する市民の理解を深めるため、都市と農村の交流推進、農業イベントの実施、農業体験の充実、都市型農業の推進等に関し必要な施策を実施します。
- (3) 商業の振興については、商店街等の環境整備に対する支援や新たな地域連携に関する支援、商店会等の行う活性化事業等を支援するために必要な施策を実施します。
- (4) 地域における商業の振興を図るための、大規模店舗等が行う地域貢献に関する仕組みづくり等に関し必要な施策を実施します。
- (5) 工業の振興については、工業団地等の環境整備に対する支援や、製品・技術開発等への支援、及び企業相互の交流の場を設けることによる新事業の創出等に関し必要な施策を実施します。

観光に係る市の取り組み

市は、観光の振興を図るため、歴史、自然、文化、そして、地域特有の人情や風情、景観など、佐倉市固有の資源を活かし、産業経済団体との連携を密に図り、観光拠点施設（国立歴史民俗博物館、旧堀田邸、佐倉ふるさと広場、佐倉草ぶえの丘等）の整備や連携の推進、観光イベントや情報提供の充実等に努め、観光資源の活用に必要な施策を実施します。

地域ブランドに係る市の取り組み

佐倉ブランド事業の推進や地域特産品の宣伝など、地域ブランドの価値を高めることなどに関し必要な施策を実施します。

伝統的工芸に係る市の取り組み

市は、古くから佐倉市に伝わる、伝統的工芸の貴重な技能や、これに係る文化的背景を継承できるよう必要な支援を行い、また、これらの伝統的素材、技能、技術、意匠等を活かした新たな地域産業の創出等に関し必要な施策を実施します。

中小企業への支援

市は、市内の中小企業に対して、経営の革新や新たな技術開発に対する支援を行うため、事業者が農業や商工業と連携して行う新商品の開発や、新たなサービスや技術の開発、生産、販売など競争力の強化を図るための

事業に関する必要な施策を実施します。

起業、創業等の促進

- (1) 市は、ベンチャービジネス、コミュニティビジネス、その他社会的起業を含む新事業の創出等を促進するため、国、県、産業経済団体と連携を密に図り、資金調達や経営環境に関する情報の提供、支援事業に関する情報の発信等を行い、起業や創業を支援するために必要な施策を実施します。
- (2) 市は、成田国際空港との近接性や都心との利便性の良さなど、地理的条件を活用し、空き店舗や空き家を利用したインキュベーション（起業者を育成し、事業化に導く支援）や、個人では入手困難な情報の提供や、研究施設の利用に関する情報の提供など、民間企業が業務を開始する準備段階において必要な支援に関する施策を実施します。
- (3) 市は、佐倉市にいらっしゃる人的資源を活用し、多様で高度な技術、技能、知識、経験などを有する企業を退職された市民の協力を得て、起業や創業に関する教育や研修など、起業等の支援に関する施策を実施します。

企業立地の促進

- (1) 市は、高い経済的効果を及ぼす産業や、成長発展が期待される産業、地域産業に対して波及効果の大きい分野の産業、そして雇用の創出及び拡大に効果の高い産業に重点を置き、企業立地の促進を図ってまいります。
- (2) 市は、企業立地の促進を図るために、推進体制の整備を行い、企業誘致助成制度の拡充や、既存市有地の活用、市街化調整区域の土地活用に関する情報の提供・発信、そして、企業立地に必要な資金調達に関する情報の提供など、企業立地に必要な施策を実施します。

人材の育成及び確保

市は、国、県、産業経済団体、大学、研究機関等と連携を図り、産業教育の実施や職業能力の開発、また、市内外への市内企業に関する情報の提供、そして人材の誘致など、事業者の事業活動を担うのに必要な人材の育成や確保を図るために必要な施策を実施します。

産学官及び産業間の連携の促進

市は、起業や創業、産業技術開発を促進するため、産学官のネットワーク及び産業間のネットワークづくりを図り、産学官連携による研究開発や事業化の促進に対する支援など、ものづくり産業と学術との連携及び交流を支援するために必要な施策を実施します。

5 . 施策の実施に向けた体制の整備

施策の大綱（指針）の策定

市は、この条例に定める基本方針に基づき、産業の振興に関する施策を一体的かつ相乗的に推進するため、施策の大綱（指針）を策定します。

推進体制の整備

- (1) 市は、産業の振興に当たって、事業者や産業経済団体、並びに市民と協力し合い、効果的に産業の振興を図るため、推進体制の整備を行います。
- (2) 市は、産業振興の推進体制整備を行うため、産業経済団体、事業者、消費者代表、学識経験者等を集めた話し合いの場を設けます。
- (3) 市は、産業振興及び企業誘致の施策を推進するにあたり、この業務に直接携わる部署の職員のみならず、関連する部署においても、機を逃すことなく着実に成果に結びつけるために必要な、産業振興や企業誘致に関する基本的能力を養成する研修に取り組むとともに、その能力を持った職員の養成や外部からの人材の確保等を行います。

財政上の措置

市は、産業の振興に係る施策を実施するため、市内に本社、工場、事業所等を立地しようとするものや、競争力の強化を図ろうとする中小企業に対して、融資制度の拡充など、予算の範囲内において、財政上必要な措置を講じます。